

導入促進基本計画

1 先端設備等の導入の促進の目標

(1) 地域の人口構造、産業構造及び中小企業者の実態等

小金井市の人口構造は、人口全体が増えている中、年少人口、生産年齢人口はあまり伸びておらず、老年人口が増加しており、将来的にもさらに老年人口の割合が増えていくと予測されている。

産業構造については、小売業、不動産業、サービス業、医療・福祉を中心に多様な産業が存在しており、市内の事業所の9割以上が中小企業者となっている。全国と比較すると建設業、製造業が少ない一方で、不動産業・物品賃貸業、医療・福祉が占める割合が多く、いずれの特化係数も1.5を超えていることが特徴である。また、事業所数や従業者数は近隣自治体と比較して少なくなっており、通勤者のベッドタウンとしての機能が強いことが特徴である。

市内の中小企業者の実態については、高齢化や労働力人口や国内需要の減少に伴い、国内外問わず企業間格差や競合等が激しくなっており、中小企業者を取り巻く環境は厳しい状況にある。この状況を打開するため、中小企業等経営強化法第49条第1項の規定に基づく導入促進計画を策定し、中小企業者の労働生産性の向上を図る。

(2) 目標

小金井市では、小金井市産業振興プランにおいて、他の関係団体等と連携して地域の産業施策を実施し、地域の活性化を図ることを目標としている。よって本計画においては、認定支援機関をはじめとする中小企業者を支援する団体等と連携を図り、中小企業者の生産性向上を促す。具体的には、先端設備等導入計画の認定件数について、計画期間中10件を目標とする。

(3) 労働生産性に関する目標

先端設備等導入計画を認定した事業者の労働生産性（中小企業等の経営強化に関する基本方針に定めるものをいう。）が年平均3%以上向上することを目標とする。

2 先端設備等の種類

小金井市の産業は、小売業、不動産業、サービス業、医療・福祉と多岐に渡り、多様な業種が小金井市の経済、雇用を支えているため、これらの産業で広く事業者の生産性向上を実現する観点から、本計画において対象とする設備は、中小企業等経営強化法施行規則第7条第1項に定める先端設備等全てとする。

3 先端設備等の導入の促進に関する事項

(1) 対象地域

小金井市は、市内全域に中小企業者が点在しているため、広く事業者の生産性向上を実現する観点から、本計画において対象とする区域は、当市の全域を対象とする。

(2) 対象業種・事業

小金井市の産業は、小売業、不動産業、サービス業、医療・福祉と多岐に渡り、多様な業種が小金井市の経済、雇用を支えているため、これらの産業で広く事業者の生産性向上を実現する観点から、本計画において対象とする業種は、全業種とする。

また、生産性向上に向けた事業者の取組は多様であることから、本計画においては、労働生産性が年平均3%以上に資すると見込まれる事業であれば、幅広い事業を対象とする。

4 計画期間

(1) 導入促進基本計画の計画期間

導入促進基本計画の計画期間は、国が同意した日から2年間（令和7年4月1日～令和9年3月31日）とする。

(2) 先端設備等導入計画の計画期間

先端設備等導入計画の計画期間は、3年間、4年間又は5年間とする。

5 先端設備等の導入の促進に当たって配慮すべき事項

- ・雇用の安定に配慮するため、人員削減を目的とした取組は対象としない。
- ・健全な地域経済の発展に配慮するため、公序良俗に反する取組や反社会的勢力との関係が認められるものについては対象としない。
- ・先端設備等導入計画の認定に当たっては、市税を完納していることを要件とする。
- ・先端設備等導入計画を認定した者の進捗状況について、市から報告を求める場合がある。